

平成 23 年 8 月 3 日

内閣官房社会保障改革担当室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「社会保障・税番号大綱」に対する意見の提出について

平成 23 年 7 月 7 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「社会保障・税番号大綱」に関する意見

団体名 : 一般社団法人全国銀行協会
所属 : 金融調査部
住所 : 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号 : 03-5252-3789

①制度導入に向けた準備（関係者との事前協議等）の必要性

- ・ 該当箇所：第1 [大綱1ページ]
- ・ 意見内容：「国と地方公共団体・関係機関との相互調整を行うなど、地方公共団体等の実情や費用対効果を踏まえ、スケジュール等の弾力性を確保しつつ、制度導入に向けた準備を進めて参りたい」とあるが、番号制度の導入に当たっては、行政・民間の双方において相当規模の負担・コストが発生することが想定されることから、具体的な制度設計や実務の詳細な検討においては、関係者との事前協議を行ったうえで考え方を早急に明確化し、十分な準備期間の設定を含め、実務面でも対応可能な制度設計としていただきたい。
- ・ 理由：番号制度導入にあたっては、制度設計次第ではあるが、行政のみならず民間においても相当規模のコスト発生が見込まれる。例えば源泉徴収を行う金融機関等は、法定調書への「番号」等の記載において事務・システム対応等によるコスト負担が生じることとなる。このため、行政のみならず民間において生じるコストについても十分に留意し、さらに民間での事務・システム対応の容易性やコスト、「番号」等の記載のフィージビリティに十分配慮した制度設計、導入スケジュールとすることが必要であるため。

②法定調書等への「番号」又は「法人番号」の記載

- ・ 該当箇所：第2-2.(2) [大綱7ページ]
- ・ 意見内容：「今後「番号」又は「法人番号」の記載の具体的な開始時期、正しい「番号」の告知や本人確認の担保方法について検討」とあるが、関係者との事前協議を含めて可能な限り早期に検討を開始し、具体的な内容を明示していただきたい。
加えて、要件確定から施行までの期間は、金融機関側の準備に必要な期間を十分確保できるようにする等、「番号」等の記載のフィージビリティに十分に配慮した導入スケジュールとしていただきたい。
- ・ 理由：法定調書に「番号」等を記載にあたっては、金融機関側の受付態勢整備等の事務対応、システム開発等を行うこととなり、十分な準備期間が必要となるため。

③法定調書等への「番号」又は「法人番号」の記載

- ・ 該当箇所：第2-2.(2) [大綱7ページ]
- ・ 意見内容：「所得把握の精度の向上等の実現」のためには、法定調書を提出している

既存口座に、お客さまの「番号」等を付す必要が出てくると考えられるが、金融機関に「番号」等の記載を義務付けることは非現実的である。お客さまから金融機関に自主的に「番号」等を申告する制度的なインセンティブを付与する等の対応が必要である。

金融機関側での「番号」等の受付、「番号」等記載のための事務・システム対応や、「番号」等が付されている口座と付されていない口座の管理等が必要となるとみられ、金融機関において相応の事務・システム対応とコスト負担が発生する。公的なコスト負担も含め、十分な配慮をお願いしたい。また、制度設計については、関係者の十分な事前協議が不可欠である。

④法定調書等への「法人番号」の記載

・ 該当箇所：第2-2.(2) [大綱7ページ]

・ 意見内容：法定調書に「法人番号」を記載する場合には、1)公開情報の「法人番号」についても告知の有無に関わらず、全量の「法人番号」を記載するのではなく、告知を受けた法人分のみを記載する手続を基本としつつ、「法人番号」が広く一般に公開され自由に流通されるものであることを踏まえた柔軟な運用を検討していただくとともに、2)法定調書を提出する可能性のある対象先には、すべからず告知するよう求めることは避ける扱いとしていただきたい。

・ 理由：1)付番機関のホームページ等にて、金融機関で「法人番号」を付与しなければならぬことになることになると、当該法人であるのか十分な一致確認ができない可能性があるため。
2)例えば、「利子等の支払調書」であれば、法人の総合課税先で定期預金や譲渡性預金等の取引があると、法定調書を提出しなければならないケースがある。全ての対象先に告知するよう求める必要があると、金融機関にとって相応に重い負担となるため。

⑤法定調書の拡充

・ 該当箇所：第2-2.(2) [大綱8ページ]

・ 意見内容：「法定調書の拡充についても検討を進める」とあるが、検討開始時期、拡充を検討する範囲等について、可能な限り早期に具体的に明示していただきたい。なお、検討に当たっては、実務面での対応可能性等を含めて金融機関との事前協議を行ったうえで十分な準備期間を設定することが必要である。

ただし、法定調書の拡充によって、個人預金を含めた全ての既存口座への付番をすることは現実的ではないと考える。また、仮に預金口座の開設等に拡充する場合であっても、一定の時期以降の新規開設口座に限定する等、金融機関の実務を十分に踏まえた実効性の高い制度としていただきたい。

・ 理由：今後、「番号」等の記載が必要となる法定調書が拡充される場合、事務・システムの対応範囲が広がると予想される。当面必要となる法定調書への事務・システム対応等を検討するに当たっても、将来的なシステムの拡張性等も考慮する必要があるため。

⑥ ICカードによる本人確認・券面記載事項

- ・ 該当箇所：第2-3.(3) [大綱14ページ]
- ・ 意見内容：ICカードについては、犯罪収益移転防止法上の本人確認書類とするとともに、口座の不正利用を防ぐ観点から、現状の住民基本台帳カードと同様に顔写真付きとし、「番号」を券面に記載すべきである。
また、ICチップ内の情報の確認を想定する場合には、受付窓口ごとに確認用の機器を準備することとなり、新規投資または既存機器への影響や公的な負担等の検討が必要である。
- ・ 理由：ICカードは、現行の住民基本台帳カードを活用しつつ住民票コードと一対一対応した「番号」を記載したものと理解しているが、犯罪収益移転防止法上、住民基本台帳カードは本人確認書類として認められている一方、住民基本台帳法では本人確認時に住民票コードの告知を求めることは禁止されているため上記の扱いを求めるもの。

⑦ ICカード（ICチップの利用等）

- ・ 該当箇所：第2-3.(3)等 [大綱14ページ]
- ・ 意見内容：現行の住民基本台帳カードでは、ICチップに搭載された「券面事項確認AP」の利用により強固な本人確認が可能となっているが、同様の機能を継続して提供いただきたい。
本人の同意を得ることを前提に、民間事業者によるICチップ内情報の2次利用を可能とすることを許容いただきたい。その際、住民基本台帳カードでは画像情報でICに保存されている「住所」の文字情報化についてもご検討いただきたい。
また、住民基本台帳カードのICチップの読取りに必要な照合番号（有効期限8桁+生年月日6桁）は、実務上の入力負担が大きいため、番号制度のICカードでは桁数の短縮をご検討いただきたい。

⑧ 今後のスケジュール

- ・ 該当箇所：第2-7.(4) [大綱23ページ～]
- ・ 意見内容：「平成23年秋以降、可能な限り早期に番号法案及び関係法案を国会に提出する」とあるが、金融機関に関するどの法律・政省令・監督指針などが制定・改正されるかによって事務・システム対応等の検討が必要となるため、対象となる法律等については可能な限り早期に明示していただきたい。
利用範囲の拡大を踏まえた番号法の見直しを平成30年を目途に行うとされているが、番号制度の対応で相応のコスト負担が発生することから、費用対効果の観点を踏まえ、前倒しで議論していただきたい。
また、利用範囲の拡大の対象に民間利用が含まれることを明記するとともに、民間利用の議論も前倒しで実施していただきたい。

⑨ 「番号」の変更

- ・ 該当箇所：第3-II-2 [大綱26ページ～]
- ・ 意見内容：「番号」の変更が行われる場合、「番号」を取り扱う事業者は改めて告知を受けない限り変更後の「番号」を把握することはできないため、結果として変更前の「番号」を支払調書に記載して提出することになる。

このような場合において、「番号」を取り扱う事業者に対して、変更後の「番号」を確認し支払調書を再提出すること等が求められれば、実務上の負担が極めて大きくなることから、「番号」の変更に関して「番号」を取り扱う事業者には負担がかからないように配慮いただきたい。

⑩年金分野における番号の利用等

・ 該当箇所：第3-Ⅲ-1 [大綱27ページ～]

・ 意見内容：厚生年金基金、企業年金基金又は適用事業所（以下、「企業年金基金等」）は、給付事務等の年金業務に関する事務において、「番号」を用いることができる旨記載されている。しかし、当該年金業務に係る事務の委託を受けている信託銀行等の金融機関等が「番号」を用いることができるのかという点や、当該金融機関等は情報連携基盤を通じて、他の情報保有機関の保有する情報の提供を求めることができるのかという点については明確に示されていないと考えるため、委託を受けている金融機関等は、企業年金基金等と同様に番号制度を活用できることを明確にさせていただきたい。

また、委託を受けている金融機関等において、基礎年金番号と当該番号の二重管理をしないで済むように配慮いただきたい。

・ 理由：確定給付企業年金や厚生年金基金では、給付の支給や掛金の計算に関する業務その他の業務を信託銀行等の金融機関等に委託することができることとされている（確定給付企業年金法第93条、厚生年金保険法第130条第5項）。

金融機関等が業務委託を受けている企業年金制度において、受給者への給付支払等について支障が生じることのないよう、配慮いただきたい。

⑪税務分野における番号の利用等

・ 該当箇所：第3-Ⅲ-6.(1) [大綱31ページ～]

・ 意見内容：金融機関が「番号」等の告知を受けることになる申告書・法定調書等は、金融機関における事務・システム等の対応範囲を明確にするため、可能な限り早期に具体的に明示していただきたい。あわせて、明示する法についても早期に示していただきたい。

また、制度の円滑な実施のため、どのような場合に金融機関に番号を告知する必要があるかについて、国や地方自治体からの十分な情宣活動をお願いしたい。

・ 理由：「番号」の告知については広く国民に周知する方法を検討する必要があるが、民間金融機関等による周知には限界があるため。

⑫大災害時における預金等の払戻し

・ 該当箇所：第3-Ⅲ-7 [大綱33ページ]

・ 意見内容：個人預金は、源泉分離課税であり法定調書を提出していないことから「番号」が付番されないと考えられる。この点を踏まえ、大災害時における預金等の払戻しの事務に「番号」を用いる場合の制度設計については、お客さまがICカードや番号通知書を持参する等の対応としていただきたい。

・ 理由：個人を含めた預金口座に対し、金融機関が積極的に「番号」を付与（情

報収集)することは非現実的であるため、制度設計については十分な協議をお願いしたい。

⑬告知を受ける場合の本人確認と「番号」の真正性の確保

・該当箇所：第3-V-1(1)(2) [大綱 35 ページ]

・意見内容：本人確認及び「番号」の真正性確保の在り方については、個別法等で個別に規定するとあるが、番号を取り扱い得る事業者に過度な負担が生じないように十分に配慮したうえで可能な限り早期に検討を開始し、具体的な内容を明示していただきたい。

なお、検討すべき事項としては、「顔写真付きのICカードの提示で足りるとするのか、それとも真贋判定機能付きR/W等で、ICチップを読み取ることによって確認を行う必要があるのか」、「ICカードを所持していない場合、他の本人確認資料と「番号」が記載された通知書の提示によって確認するのか、それとも当局に「番号」の真正性を確認する仕組みとするのか」等が考えられる。

・理由：金融機関側の事務・システム対応等のため、十分な準備期間が必要となるため。

なお、真贋判定機能付きR/W等を個々の金融機関の全ての窓口に設置する場合は、相当の投資が必要となることも考慮いただきたい。

また、仮に当局への「番号」等の確認が必要とする仕組みを検討する場合には、「番号」の確認に時間を要するとお客さまとの銀行取引に支障をきたす懸念があることも考慮いただきたい。

⑭告知を受ける場合の本人確認と「番号」の真正性の確保

・該当箇所：第3-V-1(1) [大綱 35 ページ]

・意見内容：企業年金制度において給付事務等の委託を受けている金融機関等が加入者や受給者の「番号」を管理することとなった場合、当該「番号」については年金基金や事業主経由で入手することになると考えられる。この場合、本人確認の義務が課せられるのは、個人から直接「番号」の告知を受ける年金基金や事業主であり、年金基金や事業主から「番号」を入手する金融機関等には本人確認の義務はないことを明確にいただきたい。

・理由：本人確認を行う事業者の例示として「現時点では、金融機関又は源泉徴収義務者・特別徴収義務者等たる事業者等が考えられる(脚注22)」とされている。企業年金制度の給付事務の委託を受けている金融機関等は、加入者・受給者への年金・一時金給付を行う際に源泉徴収を行っていることから、この脚注22を踏まえると本人確認の義務があるようにも読み取れる。しかし、給付事務の委託を受けている金融機関等は、事業主又は年金基金経由でしか「番号」を入手できないと考えられるため、当該金融機関等には本人確認の義務がないことの明確化を求めるもの。

⑮「番号」の告知義務

・該当箇所：第3-VI-1 [大綱 36 ページ]

・意見内容：金融機関への番号告知義務を忌避した者に対する措置を仮に検討する場合には、金融機関での個別対応を不要とするよう慎重に検討し、必要に

応じ金融機関との事前協議を行っていただきたい。
なお、金融機関には、お客さまに対し、能動的に番号告知を促す義務はないという理解でよいか、念のために確認したい。

⑩「番号」の記録されているデータベースの作成

- ・該当箇所：第3-VI-5.(2) [大綱 37 ページ]
- ・意見内容：既存のデータベース等への「番号」を付加する正当な理由に該当する範囲を可能な限り番号法等に記載することで確定するとあるが、対象となる範囲については早期に明示していただきたい。

⑪「番号」に係る個人情報の安全管理措置義務

- ・該当箇所：第3-VI-8 [大綱 38 ページ]
- ・意見内容：番号を取り扱い得る事業者に対し、「情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の番号に係る個人情報の安全管理のために、相当な措置を講じなければならない」としているが、事業者に対して過度な負担を強いることがないようにしていただきたい。
また、「個人情報の安全管理のために、相当な措置」とは、具体的には、どのような措置を想定しているのか確認したい。さらに「番号」は、個人情報保護法上の個人情報に該当する場合、「相当な措置」とは、個人情報保護法上の安全管理措置のことを指すのか確認したい。

⑫公的認証サービスの改良

- ・該当箇所：第3-X-3 [大綱 47 ページ]
- ・意見内容：民間事業者が、署名検証者・認証検証者とならずに電子証明書を利用する場合、地方共同法人が担う認証局等が提供するサービスを利用することとされているが、事務・システム対応の容易性やコストに十分配慮した制度設計としていただきたい。

⑬第三者機関の権限・機能

- ・該当箇所：第3-XI-1, 2 [大綱 48 ページ~]
- ・意見内容：第三者機関に個別に監督権限を付与する内容となっているが、個人情報の取り扱いに関して金融機関も検査対象となる場合には、既存の監督体制との関係も踏まえ、監督官庁である金融庁への授権などにより効率的な体制とすることも検討いただきたい。

以上